

富里市地域づくり協議会事業補助金交付要綱

(令和元年 8 月 1 日告示第 33 号)

改正 令和 2 年 2 月 21 日告示第 15 号 令和 4 年 3 月 18 日告示第 34 号
令和 4 年 4 月 1 日告示第 75 号 令和 5 年 3 月 14 日告示第 30 号
令和 8 年 3 月 26 日告示第 42 号 令和 8 年 3 月 31 日告示第 49 号

(目的)

第 1 条 市長は、地域づくりに関する事業の継続的な促進を図るため、地域づくり協議会（小学校区を区域とし、該当区域内の複数の住民組織及び地域コミュニティ等が自主的に連携し、結成する協議会をいう。以下「協議会」という。）が、第 3 条に掲げる事業を行うときに要する経費に対し、富里市補助金等交付規則（平成 19 年規則第 10 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象団体)

第 2 条 補助対象団体となる協議会は、次に掲げるものとする。

- (1) 富里小学校区連絡協議会
- (2) 富里第一小学校区まちづくり協議会
- (3) 富里南小学校区連絡協議会
- (4) 日吉台小学校区自治会連絡協議会
- (5) 根木名学区連合会
- (6) 洗心まちづくり協議会

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、協議会が実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、本市の他の補助制度の適用を既に受けた事業にあっては、補助の対象としない。

- (1) 地域の公共的かつ公益的な課題に自主的かつ自立的に取り組む事業
 - ア 地域住民が連携意識を高める上で必要と認められる事業
 - イ 地域住民が良好な生活環境の整備保全を図る上で必要と認められる事業
 - ウ 地域住民の生活安全を図る上で必要と認められる事業
 - エ その他市長が適当と認められる事業
- (2) 小学校区内で実施する事業であって、主たる事業者が協議会となる事業
- (3) 富里市協働のまちづくり条例（平成 22 年条例第 9 号）第 2 条第 8 号ア

からウまでに該当しない事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は補助対象団体としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

（補助対象経費、補助割合等）

第4条 補助対象経費、補助割合等は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富里市地域づくり協議会事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前年度決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、富里市地域づくり協議会事業補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更又は中止の申請）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、富里市地域づくり協議会補助事業変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当否について富里市地域づくり協議会補助事業変更・中止（廃止）承認・不承認通知書（別記第4号様式）にて通知するものとする。

（事業に対する助言等）

第8条 市長は、補助事業者に中間報告を求め、必要な助言又は指導を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件を欠いたとき。
- (3) 法令の規定に違反する事実が判明したとき。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、富里市地域づくり協議会事業補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 実施状況が分かる成果物等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、富里市地域づくり協議会事業補助金交付額確定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、富里市地域づくり協議会事業補助金交付請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第12条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、富里市地域づくり協議会事業補助金概算払(前金払)交付請求書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

(富里市地域づくり協議会モデル事業補助金交付要綱の廃止)

2 富里市地域づくり協議会モデル事業補助金交付要綱(平成24年告示第1

83号)は、廃止する。

附 則 (令和2年2月21日告示第15号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第75号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月26日告示第42号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日告示第49号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象経費及び補助割合等

項目	内容	補助割合等
報償費	研修会等の講師謝礼金、記念品等	3分の2以内 (1協議会につき 上限5万円)
実費弁償費	事業に従事する者の交通費等	
消耗品費	文具類、各種消耗器材(草刈機等替刃、釘、針金、塗料等)等	
燃料費	自動車、草刈機等、事業に要する器材のガソリン、暖房器具の燃料等	
食糧費	弁当(ただし、1食1人につき千円を上限とする。)、飲料等	
印刷製本費	資料、広報紙等の印刷製本等	
修繕料	事業に使用する機材などの修繕料	
通信運搬費	切手、はがき代、電話料、輸送料等	
保険料	事業実施の際の各種保険料	
手数料	振込手数料、保健所等の検査料等	
使用料及び賃借料	会議室借上料、自動車、機械類借上料、駐車場使用料等	
原材料費	石材、砂利、セメント、木材、鉄板、鉄線、苗木、事業に伴う食材等	

備品購入費	事務機械、工作機械、体育用具、工具等	
その他	市長が適当と認める経費	